

小平市教育委員会会議録（甲）

——3月定例会——

平成20年3月27日（木）

平成20年3月 教育委員会定例会（甲）

開催日 時 平成20年3月27日（木） 午後2時00分～午後4時23分  
開催場所 市役所5階505会議室  
出席委員 小池貞雄委員長  
伊藤文代委員長職務代理者  
吉田昌子委員  
荒畠忠弘委員  
坂井康宣教育長  
説明のための出席者 昼間守仁教育部長  
山田裕教育部理事兼指導課長  
阿部和生教育庶務課長  
大澤一美学務課長  
永田達也学務課長補佐  
市川清学校給食センター所長  
相浦和行指導課長補佐  
有馬哲雄生涯学習推進課長  
大平真一生涯学習推進課長補佐  
武藤眞仁体育課長  
島林正美中央公民館長  
蛭田廣一中央図書館長  
仙北谷仁策指導主事  
書記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任  
傍聴者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○小池委員長

それでは、ただいまから教育委員会3月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○小池委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、吉田委員及び私、小池でございます。

はじめに、非公開にて取り扱う議題を決定したいと思います。

本日の議題のうち、教育長報告事項（13）及び議案第58号から第63号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

#### ○小池委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

#### (教育長報告事項)

#### ○小池委員長

はじめに、教育長報告事項を行います

教育長報告事項（1）市議会3月定例会一般質問等について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（1）市議会3月定例会一般質問等について、報告いたします。資料No.1をごらんください。

市議会3月定例会は、2月26日から昨日まで開催され、2月27日から同月30日までの3日間に一般質問がございました。一般質問は23人の議員から65件の質問が出され、うち、教育委員会に関連し、私が答弁を行ったものが、16件でございます。これらにつきましては、資料に載せてありますのでごらんください。

さらに、議会開会中の生活文教委員会は、今月12日に開催されましたが、教育委員会関連の審査はございませんでした。

なお、さきの教育委員会で議決いただいた案件の関係では、平成20年度当初予算につきましては今月4日から6日までの一般会計予算特別委員会、平成19年度補正予算（第5号）につきましては同月11日の総務委員会の審査を経て、昨日26日の本会議最終日にて、平成20年度当初予算は賛成多数にて、また19年度補正予算は全議員賛成にて、それぞれ可決されました。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

教育長報告事項（2）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。

坂井教育長から御説明をお願いいたします。

### ○坂井教育長

教育長報告事項（2）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

平成20年3月24日現在の市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で8校、延べ14学級の学級閉鎖を措置いたしました。中学校の学級閉鎖はございません。今年度は、2月28日が最後の臨時休業措置でございました。

また、昨年の同時期における臨時休業は、小学校で9校、延べ20学級、中学校は3校、延べ7学級でございました。最後の臨時休業措置は、3月20日でございました。

以上でございます。

### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（3）平成20年度中学校給食実施計画について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

### ○坂井教育長

教育長報告事項（3）平成20年度中学校給食実施計画について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

平成20年度も昨年度と同様の、1食当たり280円で給食を提供いたします。

生徒一人当たりの平均年間給食回数は、182回を予定しております。

最高予定回数は191回、最低予定回数は172回となっております。

以上でございます。

### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（4）平成20年度教育課題開発アクションプログラムについて。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

### ○坂井教育長

教育長報告事項（4）平成20年度教育課題開発アクションプログラムについて、報告いたします。資料No.4をごらんください。

教育課題開発アクションプログラムについては、平成18年度より、小・中学校におきまして、コミュニティ・スクールに関する研究を含めた12ある教育課題のうち、特に3つの重点課題を設定し、研究・実践を進めております。

平成20年度につきましては、教育基本法改正や学習指導要領の改訂といった背景とともに、昨年度実施した文部科学省「全国学力・学習状況調査」等の結果に基づく、児童・生徒の学力向上に向けた積極的な施策として、全校において、3つの重点課題のうち1つを「学力向上」として共通化し、小平市全体で取り組んでまいります。

その他、2つの重点課題につきましては、従来どおり学校の希望をもとに資料の表にありますように決定いたしました。

これらの研究・実践につきましては、例年と同様に、夏期休業日中の8月には「中間発表会」、2月には1年間の取り組みをまとめた「発表会」を開催いたします。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（5）小平市子ども読書活動推進計画における実施期間の延長について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（5）小平市子ども読書活動推進計画における実施期間の延長について、報告いたします。資料No.5をごらんください。

小平市子ども読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって策定に努めることとされているもので、小平市では平成17年3月に「小平市子ども読書活動推進計画」を策定したところでございます。

計画の実施期間が平成17年度から平成19年度までの3年間のため、今年度で実施期間が終了することから、実施期間を2年間延長し、平成20年度、平成21年度の計画を定めましたので、報告いたします。

本計画の達成状況につきましては、資料の4、小平市子ども読書活動推進計画の達成状況にまとめましたように、（1）コンピュータによる総合的な蔵書管理システムの導入、（2）学校図書館の蔵書のデータ入力、の点で一定の成果が上がっておりますが、（3）実施のための計画の主要な検討課題、に示しましたように現在試行中の課題も残されています。

現在試行中の課題であります、調べ学習等の共同研修の推進、学校と図書館の搬送システムの検討、学校図書館と市立図書館の相互利用につきましては、平成18年度から平成20年度までの予定で取り組んでいる学校図書館支援センター推進事業の結果を待って、今後の方針を決める必要があります。また、平成19年度に国及び東京都の推進計画の改定が行われているため、今回は推進計画の基本的な改定は行わず、実施期間の延長を行うものでございます。

以上のことから、小平市子ども読書活動推進計画の内容改定については、小平市における検討課題の結果と、国及び東京都の推進計画の改定を受けて、平成20年度、平成21年度に検討を進めたいと考えています。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（6）小平市史料集第30集の刊行について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（6）小平市史料集第30集の刊行について、報告いたします。資料No.6をごらんください。

この小平の古文書整理事業は、図書館事業の柱の一つとして取り組んできたもので、昭和50年9月に古文書整理に着手し、昭和54年度から平成4年度までの17年間に小川家文書を始め、23軒分、約27,000点の古文書の整理を終え、19冊の目録を刊行いたしました。その後、平成5年度より、これらの古文書を解読し小平市史料集を刊行する事業を開始し、ここでお手元に配付させていただきましたように、第30集目を刊行しましたので御報告いたすものでございます。

平成5年度から平成19年度までの14年間で刊行いたしました小平市史料集は、本冊で第1期目の最終刊となり、ここで当初の計画を達成することができました。第1集から第30集までに収録した史料数は、18軒分、5,196点となりますので、古文書目録に載せた史料の、約27,000件のうち2割ほどの史料を収録したことになります。

今回、刊行いたしました第30集の内容は、交通・運輸で、特に旅行については興味深い資料が多く、32年間に42回もの旅をした鈴木新田の斎藤佐右衛門の旅日記等を収録しております。

この結果、今回の第30集の刊行によりまして、今までの史料集と合わせますと、小平市における近世史料の主要な史料がほぼ収録できたところでございます。

なお、本史料集は、市立図書館・市政資料コーナー・小平ふるさと村において1,800円で販売するとともに、図書館蔵書として受け入れて貸し出しを行い、都内の公立図書館を初め関係機関に寄贈する予定です。今後は、この貴重な史料をさまざまな形で活用し、役立てていきたいと考えております。

以上でございます

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（7）小平市に関する新聞記事の検索について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

## ○坂井教育長

教育長報告事項（7）小平市に関する新聞記事の検索について、報告いたします。資料はございません。

小平市に関する新聞記事の収集事業は、図書館の地域資料事業の一つとして取り組んできたもので、昭和52年度より、朝日・読売・毎日・日経・産経・東京等の新聞に掲載された記事の中で、図書館に関する記事及び、小平市に関する記事の切り抜きを行ってまいりました。

現在までに収集した小平市に関する新聞切り抜き記事の総件数は58,000件を超えて、さらに製本冊数は70冊を数えます。

これらの資料は、年に1回製本を行い、「小平に関する新聞記事」と題して蔵書目録に載せております。

今まででは、冊子形態の記事索引を年単位で作成していましたが、冊子も70冊となり全体的な検索が1回でできないことにより、目的の記事を探し当てるのが煩雑な状況になっていました。

このことから、新聞記事索引をデータベース化して目的の情報をスムーズに調べられるように、実施計画の非施設事業のひとつとして作業を進めておりましたが、このたびデータベース化が終了し、図書館ホームページから検索できるようになりましたので、報告するものでございます。

なお、今回のデータベース化では、新聞記事の内容から記事が検索できるように、図書館の目録規則に準じた事務手順として「新聞記事登録規則」を定め、記事の抄録を記載しております。これは、「いつ・どこで・だれが・何を・どうした」などの事項をまとめて表示するもので、この抄録を見ることによって記事の概要が把握できるようにしたものでございます。

今回収録した新聞記事の範囲は、昭和52年度から平成14年度までの、26年間分のデータ50,406件分で、残りのデータについては、データベース化を進め、順次、ホームページに掲載していく予定でございます。

以上でございます。

## ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（8）ビジネス支援コーナーの設置について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

## ○坂井教育長

教育長報告事項（8）ビジネス支援コーナーの設置について、報告いたします。資料はございません。

現在の図書館サービスでは、図書資料や情報機能の充実や情報基盤の整備を進め、地域の課題解決や地域の振興を図ることも求められているところでございます。本件は、これらの地域の課題解決や地域振興を図る手立ての一つとして、このたび花小金井図書館にビジネス支援コーナーを設置しましたので報告いたします。

花小金井図書館では昭和54年の開館以来、地域資料の一つとして、新聞の折り込みチラシを図書館資料として収集してまいりました。これは、貴重な地域資料であるとともに、一方では仕事や生活に役立つ情報でもあることから、花小金井図書館に展示コーナーを設置し、就職や職業能力技術向上についての展示を行うものでございます。

なお、このコーナーには、労働・ビジネス・資格等の仕事関連図書や中小企業庁・東京都産業労働局・ハローワーク等のパンフレットに加えまして、新聞折り込みによる求人広告も展示します。

展示場所につきましては、東部市民センター2階の花小金井図書館入り口のすぐ左手で、ごく限られたスペースでございますが、ここに未就労者、就労者、主婦、学生等に積極的に資料や情報を提供することによって、仕事に役立つ図書館サービスを展開してまいります。当面は、花小金井図書館におけるこのコーナーの利用のされ方等の様子を見ながら、順次ビジネス支援事業についての取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（9）学校図書館協力員の欠員補充について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（9）学校図書館協力員の欠員補充について、報告いたします。資料はございません。

学校図書館支援センター推進事業につきましては、平成18年度から3年間の継続事業として実施しているものでございます。

来年度も、小平市一般会計予算として予算を計上して事業を実施する予定で、4月から実施するため、3月5日号の市報で学校図書館協力員の募集をしましたので、報告いたします。

今回の募集は、中学校8校に配置しております学校図書館協力員の欠員補充のためのものであることから、募集人数は若干名で、実施期間は8月を除く、4月8日から平成21年3月13日までです。

また、平成20年度も今年度に実施しましたように、小・中学校全校を対象とした、教科学習で必要な図書を図書館から学校に貸し出すための搬送を行います。

実施期間は8月を除く5月の連休明けから3月上旬までの予定で、毎週水曜日に配達便を巡回いたします。

以上でございます。

## ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（10）寄附の受領について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

## ○坂井教育長

教育長報告事項（10）寄附の受領について、報告いたします。資料No.7をごらんください。

[I]は、金2,970円を、小平棒打ち唄保存会様から、小平市文化振興基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます

[II]は、金30万円を、青梅信用金庫様から、小平市育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

## ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（11）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

## ○坂井教育長

教育長報告事項（11）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.8のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

## ○小池委員長

阿部教育庶務課長、お願いいいたします。

## ○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、6件でございます。

はじめに、受付番号（91）。事業名、東京学芸大学管弦楽団第35回春季演奏会。こちらは今回初の承認で、事業内容は、演奏会の開催で入場料700円でございます。

次に、受付番号（92）。事業名、第24回 唱歌・童謡・愛唱歌をうたう集い。こちらは毎年承認しております。

次に、受付番号（93）。事業名、第15回 こどもまつり。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（94）。事業名、学校対抗わんぱくなわとび甲子園。こちらは今回初の承認で、事業内容は、青少年育成事業として大なわとび、短なわとびを使った競技を小学2年から6

年生までの児童を対象に行うもので、参加無料でございます。

次に、受付番号（95）。事業名、平成20年度一橋大学春季公開講座。こちらは毎年承認しております。

終わりに、受付番号（96）。事業名、第45回東京都一般吹奏楽連盟合同演奏会「バンドフェスティバル2008」。こちらは今回初の承認です。事業内容は、東京都内で活動する市民吹奏楽団、約20団体が合同のコンサートを開催するもので、入場料は一般800円、高校生以下500円でございます。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（12）事故報告I（2月分）について、坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

2月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.9のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

#### ○小池委員長

山田教育部理事、お願いいいたします。

#### ○山田教育部理事

2月分の事故報告Iについて報告いたします。

はじめに交通事故です。管理下では小学校で1件、管理外では中学校で2件ございました。

事故の内容について、でございます。

小学校の管理下の①の事故については、2月の教育委員会定例会で御報告いたしました交通事故でございます。

次に管理外でございますが、②、中学校1年生女子が、夕方、自転車で歩道を走っていたところ、駐車場から通りに出ようとした自動車に接触、転倒し左肩を打撲したというものでございます。

③、中学校1年生男子が、帰宅後、近くの商店に行くために自転車で車道の右側を走行中、対向してきた自動車のフェンダーミラーに接触し、左手小指を骨折したというものでございます。

次に、一般事故についてです。管理下の事故が小学校で10件、管理外の事故が中学校で1件ございました。

はじめに小学校の事故から説明いたします。

①の事故は、小学校1先生女子が、登校中、道路を走っていて転倒し、額に切り傷を負ったと

いうものでございます。

②、小学校1年生女子が、登校中、凍った道路で滑り、転んで顔面を強打し、鼻と額を打撲したというものでございます。

③、小学校2年生男子が、登校中、雪道で転倒し、右ひじを骨折したというものでございます。

④、小学校4年生男子が、下校中、道路を走っていたときに段差で足をくじき、右足首の靭帯を傷めたというものでございます。

⑤、小学校6年生男子が、休み時間中、廊下の天井を触る遊びをしていたとき、当該児童を他の児童が持ち上げた状態から転倒し、右腕を骨折したというものでございます。

⑥、小学校4年生男子が、放課後、教室から玄関に向かう途中、階段でつまずき、階段の途中から転倒し、額に裂傷を負ったというものでございます。

⑦、小学校4年生男子が、休憩時間中、給食後にトイレで失神し転倒、右側頭部を打撲したというものでございます。

⑧、小学校3年生男子が、体育の授業中、校庭で持久走を行っていたとき、つまずいて転び、左手薬指を骨折したというものでございます。

⑨、小学校1年生男子が、体育の授業中、QT症候群の児童がなわとびの最中に腰から崩れ意識を失い、AEDで対応し救急車で病院に搬送されたというものでございます。このQT症候群というのは、心電図にあらわれるものの異常な症候群であるということでございます。

⑩、小学校5年生男子が、給食中、児童同士がふざけていたときに、当該児童が他の児童めがけて手を出したところバランスを崩し、椅子の背の部分に歯をぶつけ、前歯を1本折ったというものでございます。

中学校で管理外でございます。

⑪、中学校1年生男子が、放課後に生徒11人でおにごっこをしていて、マンションの3階から隣のマンションに飛び移ろうとして失敗し、下にあったフェンスに落ち、両足ともに刺し傷を負ったというものでございます。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は1件の増加、一般事故は2件の増加でございました。また昨年の同じ月と比べますと、交通事故は2件の増加、一般事故は7件の減少でございました。

以上でございます。

## ○小池委員長

どうもありがとうございました。

ここまでのお教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。もしありましたら、お出しいただきたいと思います。

## ○伊藤委員

平成20年度中学校給食実施計画に関連してお尋ねします。

公開されております調理場運営委員会の会議録によりますと、一食280円というのを決めるのに当たって、これから的一年の物価上昇率を3%と予想したとありましたけれども、昨今のさまざまな情勢、それから政策金利の動向の不透明さなどありまして、これから的一年は予想が非常に難しく一般的にも不安材料になっておりますけれども、その3%はどのように予想したのでしょうかということが、一つ。

それから、もう一つがそれに関連するものもあると思うんですが、残高が生じた場合次年度に繰り越されるとありますが、現在は繰越残高というのはどのくらいの額になっているのでしょうか。

お伺いするのはその2点ですが、この1年、食の安全に関するさまざまな問題が露呈して給食の現場としても大変だったかと思いますが、小平市の給食の体制が非常に盤石なものであるということを改めて認識させていただきました。

広報活動も、社会的な問題が大きくなって、では小平市の給食がどうなのかという保護者の不安もあったと思うんですが、それに対してただ大丈夫というのではなく、どうして大丈夫かというお知らせの仕方で非常によかったと思います。無事に給食を実施できたのも、担当課はじめ現場の皆さんのがういった意識の高さと努力のおかげだと思います。本当に御苦労さまでした。

#### ○市川学校給食センター所長

それでは第一点目の3%の予想はということのお答えですが、私ども平成19年1月から12月までの食材すべての金額等を計算いたしまして、それで割り出した数字に、物価上昇率を3%と予想いたしました。12月の時点では、はっきり予想がたたないこともあり、消費者物価指数等を参考に3%で決めさせていただきました。

それから繰越残高、昨年度は十何万円の繰り越しございましたが、今年度は算定中でまだ出ておりません。残高的にはそう出ないとは思っています。今は基金が350万円ありますので、もし不足が生じましたらそちらから一部流用して使うことになると思います。

以上でございます。

#### ○吉田委員

給食費の未納のお話が今ありましたけれども、未納は今年度どのくらいの件数、額があったのでしょうか。

#### ○市川学校給食センター所長

今年度はまだ締めをしておりませんので、どのくらい出るかというのはまだ確定はしておりません。予想もできませんが、今年度新たに未納対策としまして、いつも2月で徴収を終えていましたが、3月に未納者のみを対象にいたしまして、口座振替を行いました。約三、四十万円多く入ってまいりましたので、去年よりやや改善されるかとは思っております。

以上でございます。

## ○荒畠委員

平成20年3月の市議会定例会の一般質問なんですが、質問内容2のところで、公明党市議会議員の山岸真知子さんが朝の10分間読書を推進しようということで質問されて、それに答えた件があります。最近子どもの活字離れ、または読書離れということがよく呼ばれておりますが、やはり今は本の知恵というよりも、テレビとかインターネットの知識が非常に入っていて、子どもさんが読書をしないということで自分以外の人生を考えたこともない身勝手な意識のままの大人になってしまふということで、先般電車直前突き落とし事故とか、土浦での8人殺傷事件とか、あるいは少し前ですが、「ホームレスはごみだから死んでも構わない」ということで火をつけたりとか、そういう子もあるいは若者の身勝手な事件が非常に多くなっております。日本の場合にいろいろな方が言つていらっしゃるんですが、恥の文化とか、誇りの文化というのがだんだん薄れています。やはり初等教育から子どもさんに物語とか偉人伝とかそういうものを意識的に読ませて、かわいい子には旅をさせろというような形でやっていくことがいいのではないかというふうに思います。

この質問内容とまた答弁内容については異論はないのですが、やはり小平市の教育委員会として、こういった読書離れを防止するために、子どもさんに、物語あるいは偉人伝をより読んでもらうための持って行き方とか、あるいは資料の充実とか、そういう点について何かわかることがあればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

## ○蛭田中央図書館長

教育長説明で申し上げましたように、子ども読書推進計画を平成17年度に策定してございます。子どもにとって読書は大事なので、読書活動を支えるためにさまざまな対策についてまとめ、それに基づいて各課、これは教育委員会だけではなく、市長部局の関連部署も含めまして、市全体として読書活動を進めていくという取り組みを進めてきたところでございます。

まさに今委員が言われたような意味で幼いころから読書に親しむということが、心を育てるという面でも大事なことは間違いないところですので、今後もこの計画に基づき、さらに子どもの心を豊かにするための取り組みを、図書館や教育の現場で、積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

## ○伊藤委員

ただいまの子ども読書活動推進計画に関連しまして、当初この計画を小平市で検討策定したときに、活用したデータというのは5ページの中にもあります。平成13年から平成15年までのデータだと思います。この計画が推進されていた時期も含めた、その後の3年間余りの実際のデータというのがまだ出ていないわけですけれども、この過去のデータを見ると、4ページに書

かれている読書傾向という中には、都平均を上回っているもの、下回っているものという文言がありますが、総じてあまり傾向がよいという印象は受けないわけです。その後の計画の推進によってどのような結果が出てきているのかも知りたいところなんですけれども、そういったデータの取りまとめなども、この延長期間の間になされていくのでしょうか。

#### ○蛭田中央図書館長

この段階では、平成17年度以前に報告された資料に基づいてデータを分析したわけです。平成15年5月に実施された児童・生徒の読書の状況に関する調査及び学校における読書活動等に関する調査は、平成17年度にも実施されております。また平成18年度には学校と図書館との協力関係についての調査も行われているところでございます。

また、平成18年度から取り組んでいます学校図書館支援センター事業に基づき、学校図書館のデータベース化が図られております。その結果、子どもたちがそれぞれの学校でどのくらいの本を実際に借りて読んでいるのかというような状況も数字でつかめているところでございます。

このような内容を今後細かく分析し、各課の状況等もあわせまして、状況を把握する中でよりよい子ども読書推進活動をつくってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○荒畠委員

事故報告Iのところなんですが、まず小学校の管理下での事故は皆さんご存じのように、2月7日に小平第六小学校の1年生男子の児童が、不幸にもお亡くなりになったり、けがをされたということで、これは私も自動車教習所を経営している立場として、ドライバーの安全不確認が原因ということもあるので、やはりすごく責任を感じている心境です。

また、安全な通学路とかいろいろ整備の点でも、市の方でもいろいろ考えていただければというふうに思います。

それから、管理外の中学生の自転車の事故②というのが自転車に絡む事故がございます。今年の6月19日から自転車の通行等に関するルールが改正されますが、自転車が歩道を通行できる場合は、道路標識がある場合、また自転車を運転する者が児童か幼児の場合、それから車道が混んでいて交通の危険な状況でやむを得ないとき、その三種類ということで、それを守るということです。

それとあとは13歳未満の者ということですから、小学生以下、児童・幼児までなんですが、その者には保護者が責任を持ってヘルメットをつけるように指導することになっております。

また自転車で通行する場合、安全確認、左側通行、無灯火はしないなど基本的なことを順次、大人はもちろんですが子どもさんにも、教えていけばよろしいのかなと思いましたので、感じましたことを申し上げさせていただきました。

## ○吉田委員

地域児童見守りシステムの今後の実施についてお伺いしたいと思います。

今年度は小平第六小学校と小平第八小学校で実施され保護者からも高い評価をいただいているように思います。そこで来年度、来月の話ですけれども、来年度から実施する学校は何校ほどござりますでしょうか。

## ○山田教育部理事

本年度はモデル事業として小平第六小学校と小平第八小学校は全校児童を対象に、小平第六小学校、小平第八小学校以外の17校については、一年生を対象にモデル事業を行ってまいりました。

平成19年でこのモデル事業は終了いたしますので、ただいまこのモデル事業を推進しておりました協議会でこの事業に対する評価を行っております。今のところそのアンケートの結果を見ますと、このモデル事業は有効であったという意見が多くを占めております。したがいまして、来年度は新たな組織体制で、このモデル事業で行ったシステムを使いまして、新たな組織としてスタートする準備段階に入っております。どのような形で行うかについては細かい点までは決まっておりませんが、この対象はすべての学校の希望する保護者を対象としております。したがいまして、どこの学校の何年生という対象ではなくて、小学生の希望する保護者すべてを対象に行うという方針でございます。

以上でございます。

## ○小池委員長

ほかにございますでしょうか。

なければちょっと私から、一つ二つ質問させていただきます。

一つは先ほどお話があった読書の問題なんですが、このデータからいきますとやはり中学校の生徒さんのデータがあんまりよくないようです。これ自体は東京都のデータとさほどかわらないということですが。確かに私たちが学校訪問いたしますと、小学校では非常にいろんな取り組みをやっておられるんですね。読書ボランティアとか、読み聞かせの活動とか、そういうことを非常によくやっておられるわけですけれども。中学校では何か具体的にこういう問題に対して取り組みが行われているのかどうか、もしわかりましたらお聞かせいただきたい。

## ○蛭田中央図書館長

そのために学校図書館支援センター事業を立ち上げたわけでございます。小学校につきましては、学科それぞれの担任の先生方あるいは学校が取り組み、図書館ボランティアの人たちが加わっていただいて、積極的に読書活動が進められてきておりました。しかし、中学校の場合にはまだボランティア組織も十分でなく、図書室も閉められたままのところが散見されるというような状況もございまして、活性化するために、データベース化をしたわけですが、それを使わないと

意味がないわけでございます。人を張りつけて学校経営に合った形で図書室をまず開けようということで、生徒に図書室に行ってもらって本を読めるようにするための取り組みをしたのが学校図書館支援センター推進事業で、中学校全校に協力員を配置したわけでございます。その結果、中学校につきましても統計上もはつきり読書量、少なくとも借り出してくれる量が、上がってきています。

また、こここのところで学校図書館利用ガイドブックを、司書教諭の先生方に協力していただきまして作成し、今年度末には完成する予定で作業を進めているところです。このような資料を使いまして、さらに個別に図書室を活用し、読書量を上げていくための対策を、今後も進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員

読書のところで一つ申し忘れたんですけれども、学力向上ということが来年度すべての学校で重要課題として行われるわけですけれども、子どもたちの学力の問題に関連して、家庭環境の差ということも言われます。それはえてして収入の差ということで言われることもありますが、一つには家庭の活字環境の差ということも大きいかと思います。語弊があるかもしれません、親が新聞も読まないような家庭で、なかなか勉強のモチベーションというのも持ちにくいかと思うわけですけれども、文字、活字量の差ということもあるかと思います。

しかしそれは、それぞれの家庭を責められるわけではなく、それなりの事情もあるということもかんがみなくてはなりません。

いつか学校訪問しましたときに、学力向上を頑張ってくださいということで、教育長が子どもたちの学力を上げてあげれば、それだけ将来、未来の選択肢が広がるんだから、ということをおっしゃっていたのが非常に印象的でした。ではその学力を家庭環境の差にかかわらず、上げていってあげる一つの手だてとして、やはり読書環境を行政として、どの子にも等しく整えてあげるという、保障してあげるということが非常に大きなことだと思います。

先ほど荒畠委員からも出ましたけれども、健全育成のことからもそういった学力向上に対しても底支えするものとして、読書環境の整備が非常に重要なと思います。ぜひますますの取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

ほかに。

ーなしの声ありー

○小池委員長

それでは御質問ないようでございますので、（1）から（12）までの教育長報告事項を終了いたします。

(議案)

○小池委員長

次に、議案を審議いたします。

議案第45号、小平市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第45号、小平市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について、を説明いたします。

先月の教育委員会定例会におきまして、現在、市長部局と教育委員会部局とに分かれている文化振興に関する事務事業について、市長部局に一元化を図ることを協議し、同意をいただきましたが、今回、本案のとおり、委任のための規則を制定し、事務移管を図るものでございます。

この規則は、地方自治法第180条の7の事務委任の規定に準拠し、平成20年4月1日より、各号に列挙したものを除いて、すべての文化振興に関する事務事業を市民生活部長に委任し、一元化を図るものでございます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移ります。

—なしの声あり—

○小池委員長

それでは質疑を終結し、討論に入ります。

—討論省略の声あり—

○小池委員長

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第45号、小平市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

## ○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決いたしました。

次の、議案第46号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について。

及び、議案第47号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定については、関連する事案でございますので、一括で取り扱います。

坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

## ○坂井教育長

議案第46号及び第47号は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正にかかるものでございますので、順に説明いたします。

はじめに、議案第46号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、を説明いたします。

今回の法改正により、教育委員会から教育長に事務委任することができない事項が第26条第2項として追加規定され、職員の人事に関する事案については、委員会から教育長に委任することができないこととされました。

この規定の解釈については、都からの問い合わせに対しても、国からはつきりとした解釈が示されないなど、不明確な要素があるものの、適法な事務処理を期するためには改正を行うべきと判断し、所要の改正を行うものでございます。

改正の具体的な内容でございますが、主たるものは、「服務に関すること」以外の「職員の人事に関すること」を、委員会から教育長への委任を行わないものとともに、従来教育長に事務委任されていた人事の事案については、「委任」ではなく「専決」により処理することとするものでございます。その他、規定の内容にあわせて題名を改め、並びに、第1条については、先ほど議決いただきました市長部局への文化に関する事務の委任に關係して必要となる文言を加えます。また、第1条各号の非委任事項について、今回の改正による法第26条第2項の第5号の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。」を加えるとともに、法の各号の規定順に合わせること、及び、従前の列挙事項のうち、内容的に整理すべき事項の改正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、添付の資料を御確認ください。

次に、議案第47号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について、を説明いたします。

こちらは、ただいまの教育長への事務委任規則の改正に合わせ、従来の教育長の権限に属する事務のほか、教育長が補助執行する事務についても同規程により定めるものとするための改正を行うものでございます。あわせて、現行の規定のうち、若干の不整合を生じていた箇所につきま

して、必要に応じて修正を行っております。

なお、いずれの改正につきましても、制定から施行までの期間がないことから、実務面での影響が極力生じないような内容としています。

終わりに、施行期日でございますが、規則、訓令ともに改正法が施行される、本年4月1日でございます。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。

ーなしの声ありー

#### ○小池委員長

それでは質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

#### ○小池委員長

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第46号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

ー異議なしの声ありー

#### ○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第47号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

ー異議なしの声ありー

#### ○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次の、議案第48号、小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてから、議案第54号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規則の制定についてま

では、関連する議案でございますので、一括して取り扱いたいと思います。

坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

### ○坂井教育長

議案第48号から第54号までの7つの議案は、いずれも学校教育法の改正に伴い、従来の「教頭」を「副校長」に位置づけること等にかかる規則又は訓令の改正でございます。

今般の学校教育法の改正においては、「新たな職の設置」として、「副校長」「主幹教諭」等の規定が設けられました。これを受け、東京都教育委員会では、現行の都独自の職として、学校教育法上の「教頭」を「副校長」と称している職と、教諭又は養護教諭をもって充てている「主幹」について、改正後の学校教育法上の「副校長」「主幹教諭」にそれぞれ位置づけ、教頭は設けないとの方針をとり、去る2月14日の東京都教育委員会定例会にて都立学校の管理運営規則を改正し、その後、関連する訓令等の整備を進めているところでございます。

のことから、小平市教育委員会といたしましても、東京都教育委員会と同様の取り扱いをするため、その例に準じ、関連する規則等の改正を、本年4月1日を期日として行うものでございます。

それぞれの規則等の改正の内容につきましては、山田教育部理事及び阿部教育庶務課長より説明させます。

### ○小池委員長

山田教育部理事、お願ひいたします。

### ○山田教育部理事

私からは、議案第48号、小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を説明申し上げます。

今回の改正は、市立学校に副校長と主幹教諭の職を設置すること、及び、その職責等を新たに規定するとともに、教頭に係る規定を削除すること、並びに学校教育法及び同法施行規則の改正により引用条項に移動が生じた箇所を改めるものでございます。

この学校管理運営規則の改正は、以下に続く議案第49号から第54号までの規則等の改正の根幹となるものですので、「新旧対照表」に沿って要点を説明いたします。

まず、第7条は、現行は教頭の職について規定しているのですが、これを改め、第1項として学校に副校長を置くこと、第2項から第4項までにその職責を定めるものでございます。

このうち、第2項に「校務をつかさどり」との規定がございます。従来の学校教育法では、「教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。」との規定がございました。教頭の場合には「校務を整理し、」とあり、副校長の場合は「校務をつかさどり」が加わる点に違いがあるわけでございます。「校務をつかさどる」とは、校務をみずからの権限として処理することを意味し、対外的にもみずからの名を表示して権限行使し、法律上の

責任を負うものであり、従来の「校務を整理する」が、校務のとりまとめを行うことを意味するのと異なる点でございます。

従来は、権限の委譲は伴わないものの、事務処理上の決裁は副校长が行えることとしておりましたが、今回の改正では、権限の委譲も前提としている点が異なります。この点では、先ほどの教育長への事務委任規則の改正に係る「委任」と「専決」の意義の違いをおおむね同じと考えていただけたとよろしいかと思います。なお、この「校務をつかさどり、」については、次の議案第49号で、副校长への一部事務委任を行う改正をすることに關係してまいります。

次に、第8条は、現行の「主幹」を、学校教育法上の「主幹教諭」として規定するものでございます。第1項の文言は従前と同様で、第2項は改正後の学校教育法の規定と同様、第3項は従前の第4項と同様でございます。新しい方の第4項及び第5項は、主幹教諭が整理する校務の範囲に関するものでございます。旧の第5項につきましては、主幹教諭が担当する校務の中には主任の職務が当然に含まれるという考え方のもとに、従来の、主幹が主任を兼務するものとしたこの項に対応する新たな規定は設けないものでございます。また、新の第6項は、養護教諭をもって充てる主幹にかわるものとして、養護をつかさどる主幹教諭について定めるものでございます。

次に、第8条の3につきましては、ただいまの第8条の旧の第5項で説明いたしましたとおり、主幹教諭が担当する校務の中には主任の職務が当然に含まれることから、主任が担当する校務を、主幹教諭が担当するときなどは、重複する主任は置かないことができるとしております。

次に、第10条の6につきましては、議案第50号にて改正いたします、小平市立学校事案決定規程により、副校长の権限に属する事務の事案決定手続も定めることとなることから、その根拠的規定として改めるものでございます。

以上のはかは、学校教育法等の条項の移動に伴う引用条項の修正でございますので、説明は省略いたします。

なお、「教頭」の文言がございます規則として「小平市立学校給食共同調理場設置条例施行規則」がございますので、こちらの改正を、附則にて行います。

続きまして、議案第49号以降につきまして、阿部教育庶務課長より説明申し上げます。

## ○小池委員長

阿部教育庶務課長、お願いいいたします。

## ○阿部教育庶務課長

それでは、続いて説明申し上げます。

まず、議案第49号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、でございますが、学校教育法の「副校长」は、一定の事務をみずからの権限で処理すべきものとされていることから、従来、教育長から校長に委任していた事務のう

ち一部を、教育長から副校長への委任事務とするものでございます。

この改正により副校長へ委任する事務は、いずれも学校職員の服務に関する事務で、おおむね、従前から副校長により事務処理上の決裁処理がなされていたものでございます。今後は、それらの事務について、副校長はみずからの権限として、みずからの名前をもって処理にあたることになります。

次の、議案第50号、小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定について、を説明申し上げます。第1条では、この訓令が副校長の権限に属する事務、すなわち副校長に委任された事務についてもこの訓令で定めるものとし、以下、主に副校長に委任された事務に関する決定手続等の取り扱いを定めるものでございます。

次に、議案第51号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、でございますが、副校長に権限の一部を委任することにより、委任された事務にかかる文書を発する場合、発信者名を副校長の名とすることとなりますので、文書に押印する副校長印を整備する必要があることから、副校長印を追加する改正を行うものでございます。ただし、副校長に委任される事務は、所属職員の服務に関する事務ですので、その事務にかかる文書はすべて学校内文書であると見込まれます。校内文書については、公印の押印を省略することができますので、現実的に副校長印を使用する機会はないものと考えられますので、東京都教育委員会の例も参考とし、全校共通の副校長印を1つだけ整備することとしております。

次の議案第52号、小平市教育委員会表彰等に関する規程の一部を改正する規程の制定について、議案第53号、小平市立学校文書管理規程の一部を改正する規程の制定について、議案第54号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定については、いずれも規定中の「教頭」を「副校長」に改めるものでございます。

以上でございます。

## ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは御質問ございますでしょうか。

## ○伊藤委員

これだけまとめると本当に御苦労さまでした。

それで、学校教育法が改正されてこの副校長のことが出てきた当初、東京都に沿って小平市も今まで教頭を呼称として副校長としてきたわけですけれども、その内容がまた国の考えと違うということで、少々混乱するのではないかというのがありましたけれども、その辺の整理というのができたわけでしょうか。

それから、これだけの権限が副校長に与えられるわけで、改めて研修などは行われるのでしょうか。

それから、副校長の仕事内容がかわりますので、保護者あるいは学校に関わってくださるすべ

ての人たちに対しての周知ということもある意味必要ではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○山田教育部理事

まず第1点でございますが、これまで東京都は教頭を副校長と称するとしてまいりました。しかし、この改正によりまして、名実ともに権限を持った、校長を補佐する副校長という立場が明確になったということでございます。

第2点目でございますけれども、この副校長への自覚というんですか、責任の重さについてはやはり副校長を対象の研修におきまして、今後、指導・助言してまいりたいと思っております。

3点目の副校長の立場が変わったことについての保護者や関係者への周知でございますが、これについては今の時点では具体的なことを考えておりません。今後4月1日から立場がかわるわけですけれども、これについては対応を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小池委員長

よろしいですか。

○伊藤委員

はい。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

ーなしの声ありー

○小池委員長

それでは、ここで質疑を終結いたしまして、討論に入りたいと思います。

特にございませんでしょうか。

ー討論省略の声ありー

○小池委員長

それでは、討論を終結し、順次採決を行っていきたいと思います。

それでは、議案第48号、小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声あり—

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第49号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声あり—

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第50号、小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声あり—

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第51号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声あり—

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第52号、小平市教育委員会表彰等に関する規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声あり—

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第53号、小平市立学校文書管理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第54号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第55号、小平市立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について、坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第55号、小平市立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について、を説明いたします。

東京都教育委員会では、都立学校職員の勤務時間内組合活動にかかる職務専念義務免除及び給与減額免除の申請・承認の事務処理について、経営企画室の関与の明確化を図り、関係者の手続をより簡素化・効率化するために、職免の申請簿と給与減免の申請簿とを統合した新様式を定めることとしました。これを受けまして、小平市教育委員会といたしましても、本年4月1日を期日として、職免関係規定の整備をするものです。

なお、詳細につきましては山田教育部理事から説明させます。

○小池委員長

山田教育部理事、お願いいいたします。

○山田教育部理事

「小平市立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」説明いたします。

改正の要点は3点ございます。

一点目は、教職員の勤務時間内組合活動にかかる職務専念義務の免除について、給与取扱者である事務室及び出勤簿整理担当である副校長などが関与し、より適正に手續が行われるよう、様式を整備します。

二点目は、職務専念義務の免除と給与減額免除の承認を同一の様式で事務処理が可能な統合様式を改めて作成し、より適正な手續の簡素化・効率化を図ります。

三点目は、職務専念義務の免除及び給与減額免除の承認の手続において、事前の仮承認と事後の本承認を行う必要があるため、その区分表示を様式上明確化します。また、以上三点とあわせて、規定中の「教頭」を「副校長」に改めるものでございます。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思います。

—なしの声あり—

#### ○小池委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入りたいと思います。

—討論省略の声あり—

#### ○小池委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第55号、小平市立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することについて御異議ございませんでしょうか。

#### ○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第56号、平成20年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

議案第56号、平成20年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、を説明いたします。

本案は、平成20年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方を改正するものでございます。

従来のものとの変更点等につきまして、山田教育部理事及び昼間教育部長から説明させます。

#### ○小池委員長

山田教育部理事、お願いいいたします。

## ○山田教育部理事

私は教育委員会の教育目標、それから基本的な考え方、学校教育にかかる施策の変更点について概要を説明いたします。

皆様のお手元には小平市教育委員会の教育目標として2部資料があるかと思います。後ろの資料に新旧の加除訂正の箇所と、文言を説明してございますので、そちらの資料をごらんください。

はじめに、目標と基本的な考え方でございますが、ここは昨年度、新しい教育基本法が改正、また東京都教育委員会の基本方針の一部が改正されたのを受け、小平市の教育委員会の教育目標等を大きく改正いたしております。したがいまして、本年度ここで大きな変更点はございませんが、何点かの修正点について御説明いたします。

まず全体を通しての文言の表記について、でございますが、「児童・生徒」の文言を「子どもたち」と漢字の表記に置きかえております。また養護学校の「養護」を「特別支援」に、さらに「障害」の文言の表記をひらがなに置きかえております。

次に教育目標の変更でございますが、教育目標の最後の部分、ここにございました「コミュニティ・スクールの実現に向け」の文を削除しております。これは教育行政の推進の目標が市民の教育への参加を一層推進していくというところにあり、コミュニティ・スクールはその手だけの一つであるということを明確にしようと考えたことから、ここでの文章を削除いたしました。

次に基本的な考え方について、一部文言の削除、追加したところを順に説明してまいります。

まず基本的な考え方1については、先ほど説明いたしました文言の修正だけでございます。

次に基本的な考え方2の主な変更点について、でございます。

(2) の①、ここでは学力の実態調査のところに「全国学力・学習状況調査」を追加いたしました。

(8) では、これまでこの文章を「体力の向上の推進」で締めくくっていましたが、「食育の推進」をつけ加えました。

(10) でございますが、ここでは何を育成するのかを明確にするために、「態度」という文言を追加いたしました。

次に基本的な考え方の3についての変更点でございます。

ここでは「子どもの健全育成は社会全体で支えること」と、「生涯学習社会の実現に向け家庭・学校・地域の連携をより一層推進する」といった観点で文言の整理をいたしました。

次に基本的な考え方の4でございます。

ここでは開かれた学校経営は市民に信頼される学校を目指すものであることを明記するために、文章を挿入しております。

また、(2) では、開かれた学校経営の説明責任を果たすための学校評価について、国の学校評価にかかる報告書に対応して変更しております。

(4) では教育目標の冒頭で説明いたしました、「コミュニティ・スクールの推進」についてここで触れております。

(6) では、学校教育法の改正を受け、「主幹」を「主幹教諭」に変更いたしました。

教育委員会の教育目標、それから基本的な考え方の変更点につきましては、以上でございます。

次に学校教育の推進事項でございます。

主なものについて説明いたします。

この表にございます一番左の列、大項目の2番目、教育課程への取り組みの推進の中項目の5番目、特別支援教育の推進という項目がございますが、ここでは本年度取り組みました特別支援教育体制の事業を何点か加えております。

次のページをおめくりいただきまして、左から2列目、中項目の5番目の健全育成、この施策に「警察、保護司会等との連携」を。次のキャリア教育の施策には「わくわくワークシート」の配布を。次の学力向上には「全国学力調査の実施」をつけ加えております。

さらに、次の大項目である学習指導の改善・充実の中項目2番目にございます教育課程の編成・実施の工夫。ここでは先ほどの基本的な考え方、読んで説明いたしました、これからの中学校評価のあり方に沿って文言を修正いたしました。

次の大きな項目であります生活指導・進路指導の充実の中項目、生活指導と教育相談、進路指導の充実。ここではこれまでのスクーリングサポートネットワーク整備事業が「すこやかネットワーク連絡協議会」という名称変更に伴って修正したものでございます。

次のページにまいりまして、大項目の「健康安全教育の充実」この中項目4番目、「学校給食の充実」を「食育の充実」に置きかえまして、食育推進のための諸事業を追加しております。

社会教育の推進事項につきましては、昼間教育部長より説明いたします。

## ○小池委員長

昼間教育部長、お願いいいたします。

## ○昼間教育部長

それでは続いて社会教育の推進事項につきまして、主な変更点を説明いたします。

先ほど山田教育部理事より小平市教育委員会の基本的な考え方について説明がございましたけれども、社会教育の推進事項についてはそのうちの、特に基本的な考え方3、「生涯学習・スポーツの振興」と「文化財」の保存・継承と、基本的な考え方4の一部に対応する推進事業ということになります。

まず社会教育の推進事項のページで、左から2列目の中項目の最上段、学習・文化活動の振興、この最も右側の小項目では、平成20年度からの文化振興事業の市長部局への移管により「文化活動」「市民文化祭」「芸術文化奨励賞表彰の実施」について削除いたしました。

また、平櫛田中彫刻美術館事業の充実では、友の会の「発足」を「設立」に変更し、さらに隔年実施の「特別展の開催」を追加しました。

さらに出前授業の実施の部分については幅広い内容となっていることから、鈴木遺跡の文言を「市内の文化財・歴史」とし、市内の文化財・歴史に関する出前授業に変更いたしました。

次に上から3つ目の中項目、スポーツ・レクリエーション活動等の振興の小項目では、「駅伝大会の開催」を「こだいら市民駅伝大会の開催」と正式名称に変更するとともに、その下の施策で今まで輪番制で実施をしておりました「多摩六都スポーツ大会の開催」の部分を削除いたしました。

次に上から4つ目の中項目の「スポーツ振興の仕組みづくり」及びそれに対応する小項目として、「小平市のスポーツ振興を考える市民委員会の設置」を新たに設けました。

次に上から5つ目の中項目、指導者養成の強化の小項目では新たに「三市・学芸大学地域教育連携推進事業の実施」を追加いたしました。

次に中項目の上から7つ目となります、体育・スポーツ施設の整備・充実の小項目では、事業が既に終了しておりますことを含め、「中央公園・小川西グラウンドの整備及び維持管理」を削除いたしました。なお中央公園の維持管理につきましては市民総合体育館とともに体育施設にゆだねることといたしました。

最後に下から2つ目の中項目、地域社会との連携の小項目では「地域教育サポート・ネット事業」、それを「小平地域教育サポート・ネット事業」という正式名称に変更いたしました。

その他の事項については、次のページの分も含め特に変更はございません。

説明は以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

#### ○山田教育部理事

一つ追加をお願いいたします。

#### ○小池委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

#### ○山田教育部理事

基本的な考え方4の（6）にございます。学校教育の改善に対する各学校の自立的取り組みの、この「自立」の漢字は基本的な考え方4の自律的な学校経営の方の律するの「律」を使っております。したがいまして、そこと整合性を合わせるために、この（6）の部分もこの「立」ではなくて、律するの方の漢字が適切かと思っております。この点について加除訂正を行っておりませんでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。基本的な考え方4の（6）でございます。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。

### ○伊藤委員

2点伺います。

まず文言の変更は考え方をあらわすものでもありますので、念のためにお聞きしますが、「児童・生徒」を「子供たち」としたその理由といいましょうか、改めてお聞きします。

それともう一点は、学校教育の推進事項の2ページ目、学力向上のところで、学校における推進事項で「全国学力・学習状況調査、学力向上を図るための調査の実施」が加わりました。それに対しまして教育委員会の施策のところに、それを受けたの、例えば評価とか講評とか対策とか、何かあってしかるべきではないかと思うんですが、いかがでございましょう。

その2点です。

### ○山田教育部理事

児童・生徒の文言についてのことのございますが、これまでよく学校教育の中で使っておりました児童・生徒とはどちらかというと小学校の子どもたちを児童、中学校の子どもたちを生徒と非常に限定した形で使ってまいりました。そういういた限定した形ではなくて、一つ大きく子どもたちととらえるというところから、すべての文言を統一して修正したというものでございます。

次に学校教育の推進事項の「全国学力・学習状況調査」と教育委員会との施策との対応でございますが、この学力調査は授業改善のための実態調査でございます。したがいまして、ここでの教育委員会施策の上から一つ目と二つ目、ここに対応するかと思っております。つまり調査の状況を把握し授業改善に向けた指導・助言、このようにつなげてごらんいただけたらと思います。

以上でございます。

### ○小池委員長

ほかに御質問ござりますでしょうか。

それでは、ちょっと私から質問といいますか、お願いみたいなものをしたいと思います。

私は、学力向上におきましても最近の子どもたちというのは勉強する意義といいますか、これが余り理解されていないということをよく聞いております。子どもたちはいろいろと親から話は聞いておるようでございますけれども、それだけではなくて、やはり学ぶことを世の中がどういうふうに評価しているかと、学んだことをどう役に立てるのかということをある程度子どもたちが体験を通じて理解できないかというふうに常々思っておりまして、そういう意味から、ここではキャリア教育という言葉を使っておられるんですが、こういう体験学習というのをもう少しスマートに、充実してやれないかなということを考えております。

いろいろお話を聞きますと、職場体験をやるときにどういう職場に行くか、それを見つけるのが非常に大変だというお話をよく伺います。これは学校によっては子どもの自主性を尊重する意味で、子どもたちに探させるという学校もございました。でも、それはもちろんそういうことで

よろしいんですけども、何かやはりこういう体験学習というのを先生方の負担ができるだけ少なくしながら進めることができないかと。そのための支援体制みたいなものが考えられないかと思っていますし、そのことについて何かお考えがございましたら、お話しいただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

#### ○相浦指導課長補佐

キャリア教育につきまして、中学校が特に今、委員長がお示しの部分の問題があるかと思っています。現在、府内の体験学習の場、もう一つが、民間の企業の受け入れ先でございます。その2とおりの委員会を立ち上げてございまして、それぞれその中で協議、2月には報告会が行われました。また平成20年度に向けて検討いただきまして、またこころよく、民間の方も府内も受け入れの態勢を整えていただいていると思ってございます。

また、これは一つの情報ですけれども、昨年郵政が会社になりました支店長から、平成20年度から受け入れをしてくれるようなお話をうかがってございます。

そんなような形で、それぞれ商工会議所等を含めまして、受入態勢は前向きに進んでいると考えております。

あと実際のところお話をありましたように、子どもたちに体験先を探させたりということもあります。具体的には1校だけが子どもたちが探して、その後、教員が正式に依頼する形です。あの学校は、基本的には教員が保護者の方に協力をいただいて、あらかじめ現場の方の連絡をつけておいて、子どもたちが連絡を取って実際の日にちを確保しているということです。ただ、目標としている5日間、今後協議すべきですけど、なかなかそこまで民間の方が5日間といいますと、営業日丸々一週間という形になりますので、学校の時程と企業の時程が必ずしも一致していないということで、複数の職場にまたがった実習になってしまいういう問題がございます。その中で、報告の中ではおおむね100ヶ所の企業、また府内でも参加をしている職場を含めてこれからも、御協力をいただけたらというふうに考えています。

以上でございます。

#### ○有馬生涯学習推進課長

職場体験等での教員の負担軽減というお話が出ましたけれども、中学のある学校では学校支援コーディネーターの世話をさんがすべて職場体験の事業所を探しているというような状況もございます。

そういうことで、なるべく各学校にコーディネーターを配置したいというようなことでサポート・ネット事業を展開しておりますが、地域の方々の御支援をいただきながら、もっともっと全校になるべく早く配置できるような形で推進していきたいなというふうに思っています。

そういう意味ではコーディネーターの活用ということも一つの教員の軽減に当たることだという考え方で進めていきたいと思います。

以上でございます。

## ○伊藤委員

コーディネーターのお話が出ましたので、委員長がおっしゃったキャリア教育についても、今  
の課長のお話からもその役割が非常に大切かと思いますが、先般出ておりましたボランティア本  
部の方は採択されましたでしょうか。

## ○有馬生涯学習推進課長

学校支援地域本部事業につきましては、12月の教育委員会の定例会でもお話をちょっとさせ  
ていただきました。その後、国の方の変更点が2点ほどございました。

1点目はこの事業の期間でございます。当初、4年間1地区3年という方針が出ておりましたが、これが平成20年度から平成22年度の3年間に変更になりました。

2つ目は事業の流れで、文部科学省から都道府県の運営協議会に委託という当初の考え方方が変  
更になりました。都道府県の教育委員会に予算化をして委託するというところに変更になりました。  
都道府県団体から市町村団体への再委託でございますが、これは市を通してでもよろしいし、  
実行委員会に委託してもよろしいということで、小平市につきましては、予算化をするという予  
定でございます。

市の取り組みでございますけれども、基本的にこの事業を活用して3年間、受け皿として小平  
市教育サポート・ネット事業に取り組んでいきます。

3年間の3セット事業でございますので、その3年以降の後年度負担を考慮しながら事業計画  
を作成していく予定でございます。

国の内示が5月下旬であることから、6月市議会へ補正予算を計上するという形になっていま  
す。

この学校支援地域本部は、私ども小平市においては、コーディネーターの世話人を配置してい  
る学校にそれぞれ本部を設置するという計画です。

予算的には312万円ほどの規模になろうかなと思っております。その中でコーディネーター  
世話人の謝金等も、現在月額上限3,000円でございますが、それを5,000円に増額した  
いという内容でございます。

コーディネーター世話人の配置校は小学校で11校20人、中学校3校で5人を予定してお  
ります。

概要は以上でございます。

## ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

—なしの声あり—

○小池委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入りたいと思います。

—討論省略の声あり—

○小池委員長

では、討論を終結し、採決を行います。

議案第56号、平成20年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声あり—

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第57号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第57号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、を説明いたします。

このたび、小平市立小平第四小学校長から学校経営協議会を置く学校として指定を受けたい旨の申請が、別紙資料のとおりございました。

小平第四小学校におきましては、従来から地域と連携した教育活動を実施しており、コミュニティ・スクール導入の土壤ができております。具体的には、以下の4点が挙げられます。

第1に、地域に開かれた学校として、保護者や地域の方々との交流を積極的に進めており、地域参画型の授業や活動を積極的に実施していることでございます。

第2に、平成16年度から3年間、文部科学省の「地域子ども教室推進事業」を受託し、引き続き、平成19年度は「放課後子ども教室推進事業」を実施するなど、地域連携の実績があることでございます。

第3に、平成19年度から2年間、文部科学省の「コミュニティ・スクール推進事業」の調査研究校として指定を受け、調査・研究を行っており、また、平成20年1月に試行的に「学校経営協議会」を設置し、実践的な取り組みを始めていることでございます。

第4に、学校支援ボランティアの導入実績が多いことでございます。平成18年度は、延べ2,344人の方に同校の学校支援ボランティアとして活動していただきました。以上のような、小平第四小学校の特徴、これまでの取り組みから判断いたしまして、小平市におけるコミュニテ

イ・スクール推進の方針に掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められることから、小平第四小学校につきまして、学校経営協議会を置く学校として指定を行うものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは御質問ございましたら、お願いします。

ーなしの声ありー

#### ○小池委員長

それでは、御質問がないようでございますので、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

#### ○小池委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第57号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、本案を原案のとおり決することについて御異議ございませんでしょうか。

ー異議なしの声ありー

#### ○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したもの除去議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開で取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席をお願いしたいと思います。

ここで休憩をしたいと思います。今15時40分ですから、それでは再開は16時ジャストにしたいと思います。

午後3時40分 休憩